中島 和正 議員

問 農業産地確立の方策を問う

答 有効な支援策を関係機関と協議

問 第5次総合計画大木新時代プラン（農業振興策）において、大木町の農業を基幹産業と位置付けられ、今後10年間で生産基盤の一層の充実。意欲と能力ある担い手の育成・確保をはじめ、農産物の生産性の向上、ブランド化の促進等取組みの強化を明確にされている。

しかし、現実的課題として10年後の大木町の農業者の年齢の推計は平均72歳程度になることが予想され、農業専従者人口も減少するのではないか。

産地としての存続も危ぶまれる中、きのこ、イチゴ、アスパラ等の産地としての確立、発展のための具体的な方策は。

町長 特産品の産地の確立・発展のためには、産地規模の維持・拡大、品質の統一・向上、経営安定対策、後継者育成、新規参入者による拡大等の施策が必要であると考えている。

きのこ、いちご、アスパラの施設整備・規模拡大については、国・県の補助事業に積極的に取組み、平成22年度について

るんるんベンチ高設栽培（あまおう）

からだに非常に優しい施設なので、るんるん気分でイチゴを栽培しているので、るんるんベンチ高設栽培と名付け、手作りで土の受け皿は波トタンです。イチゴは清潔で、太陽光線をいっぱい浴びています。さらに土は籾殻、大木町特産のエノキ、シメジ培地の米ぬか等が主力と、豆腐のおから、木炭の粉等混ぜ合わせた有機堆肥です。よってビタミン類の豊富なあまおうです。
（いちご農家談）

は、きのこ栽培施設の規模拡大・整備に関し、特用林産物活用施設整備事業、経営体育成交付金事業等の国庫補助事業に取組み、いちごハウスの拡大、育苗施設整備等に関しては、活力ある高収益型園芸産地育成事業、経営体育成交付金事業等の県単、国庫補助事業に取組んでいる。

アスパラ栽培ハウスに関しては、JAが積極的に県単事業のハウスリース事業に取組まれ、それぞれの作目の産地規模の維持・拡大を図り、振興を図ってきたところである。

品質の統一・向上に関しては、町単独の事業として、きのこ新品種開発研究費助成を行い品種の統一、品質・生産性の向上を推進し、21年度には県の補助事業によりアスパラの集出荷施設の拡張、計量結束機の整備を実施し、品質の統一を図り、併せて、アスパラにおいては自走式防除機、いちごにおいてはパックの自動ラッパー等の導入を実施し労働力の軽減を図っている。

また、価格安定対策、利子補給事業に取組み、経営安定対策を実施している。

このように様々な事業に取組みながら、産地の確立・発展を推進しているが、今後についても、国・県の補助事業に積極的に取組み特産品の振興に対して支援していきたい。

また、農業者、各生産者部会、JAの皆さん方が、特産品の生産振興、開発に取組む事業に対しては、積極的に支援していきたいと考えているので、皆さん方の知恵をお貸しいただき、行政も一体となって農業の振興に取組んでいきたい。

問 事業費の3％～5％でも町から支援できないか。また、町独自の補助事業により、若手の人が積極的に参入できる農業が広がっていくのでは。

町長 具体的にどのような支援策が最も有効なのか、JAや職種別の有識者の皆さんと意見を交換し、今後検討していきたい。

井上 護 議員

問 シンボルである庁舎に太陽光発電の設置を要望

答 地球温暖化対策として検討

問 太陽光発電の大木町の庁舎設置について、大木町では、各小・中学校及びアクアスには太陽光発電が設置されている。

新エネルギー等導入促進事業を活用して町役場にも太陽光発電の設置を。

〝もったいない宣言〟をした環境の町のイメージアップにつながるのではないか。

町長 大木町では町民の皆さんとの協働を築きながら、子どもたちの未来のことを第一に考えた循環のまちづくりをめざしている。

役場庁舎への設置については、現在大木町公共施設地球温暖化対策実行計画を策定し、庁舎の省エネや自転車の利用などを進めている。更に庁舎の照明をLEDに切り替えるなどの対策を検討しているが、大木町公共施設地球温暖化対策実行計画の進捗状況を踏まえ、庁舎の地球温暖化対策の一環として、太陽光発電設備の設置についても、検討していきたい。

問 太陽光発電を設置するにはどれくらいの費用がかかるのか。

環境課長 設置費用としては、10kw当たり概ね100万円程度の費用を見込む必要があると考えている。

地域新エネルギー等導入促進事業などの補助事業を利用することで少なくとも2分の1程度の補助が見込める。

また、屋上に設置する場合、設置する場所の問題、建物の強度の問題を踏まえ、設置規模を決めたり、さらに町の負担をできるだけ少なくできるような有利な補助事業の検討をしていきたい。

問 国民健康保険について、基金積立金の2億3千万円が年々減った原因は。

町長 基金については、平成17年度末まで、2億2330万7千円を保有していた。その後、平成18年度に533万7千円、平成19年度に9千万円、平成20年度に4千万円、平成21年度に3千万円を繰入れしているので、現在の積立金残高は991万円となっている。

基金繰入れの理由としては、国民健康保険特別会計の歳出面では、平成16年度決算で12億6千万円余であったものが、平成21年度決算では15億3千万円余と医療費の増加で大幅に伸びている。

一方歳入面では、景気低迷等の影響により保険税収入が平成16年度決算で3億7千万円余であったものが平成21年度決算では3億2千万円余と減少し、さらには、国庫負担金の割合が、平成16年度40％であったものが、平成17年度からは36％になり、平成18年度からは34％となっていることや、自治体の裁量に任されている財政安定化支援事業繰入金を一時期全額繰入れしていなかったこと等により財源不足が生じ、基金から繰入れた要因である。

このため、国保財政基盤については、国へ町村会を通じて要望活動を継続的に実施している。

問 国民健康保険税は今後どうされるのか。

町長 国民健康保険税の見直しについては、保険税の急激な負担増を招かないよう十分配慮をしながら適切な保険税収入の確保に向けた見直しを行う必要がある。

国保財政の健全化に向けては、収入の確保とあわせて、支出の増加抑制、具体的には、特定健診・特定保健指導による生活習慣病対策やジェネリック医薬品普及対策など、総合的に取組んでいきたい。

いずれにしても、国保税を見直す場合は、大木町国民健康保険運営協議会で十分議論をいただき、それらの意見を基に検討していきたい。